

議案第 8 号

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

次のとおり天神川流域下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の18第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、鳥取県天神川流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

2 流域下水道事業の施設として天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町に設置する。

3 略

天神川流域下水道条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の18第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条

天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町に設置する。

2 略

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 法第40条第2項の条例で定めるものは、流域下水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの並びに県がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況の説明書類の提出)

第8条 法第40条の2第1項の規定による流域下水道事業の業務の状況を説明する書類の提出は、前期分（4月1日から9月30日までのもの）については11月30日まで、後期分（10月1日か

ら3月31日までのもの)については5月31日までに行うものとする。

2 前項の書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他の事故により、第1項に定める期限までに、同項の書類を提出することができなかった場合においては、その事故が終了した後できるだけ速やかに提出するものとする。

(流域下水道の構造の基準)

第9条 略

(終末処理場の維持管理)

第10条 略

(指定管理者による管理)

(流域下水道の構造の基準)

第3条 略

(終末処理場の維持管理)

第4条 略

(指定管理者による管理)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、流域下水道に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)～(3) 略

(指定管理者の選定の特例)

第12条 略

(指定管理者の管理の期間)

第13条 指定管理者が第11条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第5条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、流域下水道に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1)～(3) 略

(指定管理者の選定の特例)

第6条 略

(指定管理者の管理の期間)

第7条 指定管理者が第5条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

2 鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
略				略			
5 鳥取県県立学校農業実習特別会計	県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図	県立学校農業実習収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	県立学校農業実習費その他の諸支出	5 鳥取県県立学校農業実習特別会計	県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図	県立学校農業実習収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	県立学校農業実習費その他の諸支出

	ること。		
6 鳥取県港湾整備事業特別会計	略		
7 鳥取県育英奨学事業特別会計	略		
8 鳥取県公債管理特別会計	略		
9 鳥取県給与集中管理特別会計	略		
10 鳥取県就農支援資金貸付事業特	略		

	ること。		
6 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計	天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	天神川流域下水道事業負担金、国からの補助金、一般会計からの繰入金、県債及び附属諸収入	天神川流域下水道事業費、県債の償還金及び利子その他の諸支出
7 鳥取県港湾整備事業特別会計	略		
8 鳥取県育英奨学事業特別会計	略		
9 鳥取県公債管理特別会計	略		
10 鳥取県給与集中管理特別会計	略		
11 鳥取県就農支援資金貸付事業特	略		

別会計	
11 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計	略

別会計	
12 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計	略

(鳥取県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正前の鳥取県特別会計条例の規定による鳥取県天神川流域下水道事業特別会計（次項において「旧特別会計」という。）の令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧特別会計に属する権利義務は、この条例による流域下水道事業に係る法に基づく特別会計に帰属する。